

各種証明書等の無料交付について

罹災者・被災者を対象とした金融機関の緊急融資や損害保険の申請等で、次の証明書等を必要とする場合は無料で交付します。※コンビニ交付を利用する場合は、手数料の免除はできません。

証明書等の種類	必要書類等
所得課税・固定資産・納税の各種証明書	申請者の本人確認書類（運転免許証等）、委任状（代理人が申請する場合）
住民票・住民票記載事項証明書・戸籍の附票	
印鑑登録証明書	印鑑登録証
印鑑登録	登録する印鑑、登録者の本人確認書類（運転免許証等） ※登録を希望する本人が来庁できない場合は、お問い合わせください。

※罹災・被災証明書の交付を受けている場合は、併せてお持ちください。

問合せ **市民税課（2階）** ☎(20)1577 FAX(20)1609
市民課（2階） ☎(20)1502 FAX(20)1600
本納支所 ☎(34)2111 FAX(34)4113

土砂等の崩落による被害を受けた方へ

住居等へ土砂等が流入し、生活に支障を来す場合において、土砂等を撤去する費用の一部を補助します。

- ◆**対象** 居住している住宅敷地内の崩落土砂等を撤去する方（空き家、農地への崩落は対象外）
- ◆**補助額** 土砂等撤去費用の10分の3以内（補助上限額30万円）
 ※保険金や他の補助金を受領した場合は、補助額から受領額を差し引いた額とします。また、撤去費用が5万円に満たない場合は対象外です。
- ◆**申請期限** 令和9年2月26日金（土日・休日・年末年始を除く）

問合せ **土木管理課（7階）** ☎(20)1537 FAX(20)1605

市県民税、国民健康保険税の減免について

所有する住宅または家財の損害の程度が10分の3以上（床上1.0m以上の浸水）で、合計所得金額が1,000万円以下の方は、減免の対象となります。

※減免の対象となる方には案内を郵送します。



▲国民健康保険税について

問合せ **市県民税について** **市民税課（2階）** ☎(20)1577 FAX(20)1609
国民健康保険税について **国保年金課（2階）** ☎(20)1503 FAX(20)1600

固定資産税・都市計画税の減免について

所有する土地、家屋、償却資産に被害を受けられた方について、損害の程度に応じて令和8年度固定資産税・都市計画税の第3期分と第4期分の税額を減免します。

固定資産の種類	損害の程度
土地	土地面積の10分の2以上
家屋	家屋の価値の10分の2以上
償却資産	資産価値の総額の10分の2以上

【市が被害調査に伺っている方は、減免の申請は不要です】

市が発行した「罹災証明書」または市の被害状況調査により、減免の対象となる被害が確認できる場合は、減免申請書を提出する必要はありません。市が損害の程度に基づき、減免額を決定します。なお、減免の対象となる税額をすでに納付している場合は、減免後の税額との差額を還付または未納の市税に充当します。

※損害の程度や固定資産の種類によって、減免の対象や割合が異なります。

※令和8年8月千葉豪雨による被害が減免の対象となっている方については、今回の台風による被害を含めて減免額を決定します。

【次の場合は、減免の申請が必要です】

- ・土地、家屋、償却資産の被害について、市の調査が行われていない
- ・固定資産税が課税されている償却資産を修繕した など

◆**申請期限** 12月15日☎

◆**必要書類等** 減免申請書、損害の程度が分かる写真、償却資産の修繕費の明細書 など

問合せ **資産税課（2階）** ☎(20)1579 FAX(20)1609